



2025年9月19日

所属外国銀行の本店所在地の変更に関する公告

東京都千代田区永田町二丁目11番1号
スタンダードチャータード銀行東京支店
日本における代表者 浅井 勇介

この度、当行の外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の本店所在地の変更がございましたので、銀行法第52条の2の9第2項の規定に基づき、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更日

2025年9月16日(火)

2. 所属外国銀行

Standard Chartered Bank (Vietnam) Limited
スタンダードチャータード銀行(ベトナム)、リミテッド

3. 変更内容

新本店所在地:

Level 3, #CP1.L01 and CP2.L01, Capital Place, 29 Lieu Giai, Ngoc Ha Ward, Hanoi, 10000, Vietnam

旧本店所在地:

Level 3, #CP1.L01 and #CP2.L01, Capital Place, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Ha Noi, 10000, Vietnam

以 上